令和9年度　さくら児童クラブ
入所希望児童の受付を開始します！

利用を希望される方は、必ず内容をお読みいただいたうえ、必要書類を提出してください。

1　放課後児童クラブとは

児童の家族が就労等のため放課後に家庭でお子様を見ることができない家庭をサポートし、児童の健全育成の向上を図ることを目的としています。サポートが必要であるかどうかは提出される書類で確認させていただいております。

学校以外の時間は家族で過ごしていただくことが一番大切です。
休日など一緒に過ごせる場合は、ご家庭でお過ごしください。



2　対象児童

村内小学校に通学し、保護者が就労等により昼間家にいない児童

◆お預かりできる場合
- 保護者が放課後の時間も不在の場合
- 自営業もしくは農家で放課後の時間も不在となってしまう場合
- ご家族の通院・介護等で放課後の時間も不在となってしまう場合。また、在宅していても自宅で児童を見ることができない場合
- 出産等の場合

◆お預かりできない場合
- 保護者が休日の場合
- 保護者が働いているが、下校時間には自宅にいる場合
- 農家の冬期間や自営業でお休みの日で、自宅でお子様を見ることができる場合

3　実施期間

令和９年４月２日（金）から令和１０年３月３１日（金）

平日（月曜日～金曜日）　下校後　～　１８：００
土曜日・長期休業日　７：３０　～　１８：００



4　放課後児童クラブを実施しない日

（１）令和９年４月１日（木）
（２）日曜日及び国民の祝日（国民の祝日に関する法律に規定する日）
（３）令和９年１２月２９日（水）～令和１０年１月３日（月）
（４）幼稚園の保護者参加型の行事実施日
（５）上記にかかわらず、時間の変更、臨時休業等（休校・学級閉鎖等）がある場合があります。

５　児童クラブ利用料

（１）児童クラブ利用料　　１ヶ月　１名あたり　2,000 円
（２）教材費・おやつ代　　１ヶ月　１名あたり　2,000 円
（３）児童クラブ共済掛金　　１年間　１名あたり　1,620 円

※児童クラブ利用料については口座振替もご利用いただけます。希望される方は申請書に記入のうえ、提出の際に児童クラブ職員へお声掛けください。必要書類をお渡しします。

※共済掛金は年度途中の申込の場合、月割となります。

６　申込方法

利用を希望される方は、児童クラブに備え付けてある申請書と、以下７にある証明書を添えて児童クラブへ提出してください。

（１）令和９年４月から利用を希望する場合

令和８年 12 月 18 日（金）までに児童クラブへ提出してください。

※記入漏れや添付書類に不備がある場合は受付できません。

（２）年度途中から利用を希望する場合

随時受付をしております。利用開始日の**１週間前まで**に必ず申請を行ってください。



７　提出書類

（１）児童クラブ利用申請書
（２）**父母（不在の場合は祖父母等）の就労状態を証明する書類**

会社にお勤めの方 農家・自営の方	就労証明書（別紙様式） ※北塩原村 HP からダウンロードできます。
病気・通院で不在の方	通院状態の分かる書類の写し
同居家族の介護をしている方	心身障害者手帳の写し 介護認定結果通知等の写し
出産前・出産後の方	母子手帳の写し

※証明書類の内容は就業先等に確認させていただく場合があります。
※利用開始日までに利用承認通知書を教育委員会からお渡ししますので保管しておいてください。
※上記以外での場合は以下事務担当へお問い合わせください。

８　その他

（１）利用料の滞納がある場合は、利用をお断りする場合がありますのでご注意ください。
（２）記入について不明な点がありましたら以下事務担当もしくは児童クラブへお問い合わせください。

（事務担当：北塩原村教育委員会　電話：0241-23-5237　）